

第18回

定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成27年8月21日（金曜日）
午前10時

開催場所 新横浜国際ホテル マナーハウス南館2階
クイーンズホール

目次

▶ 第18回定時株主総会招集ご通知	1
【添付書類】	
▶ 事業報告	3
▶ 連結計算書類	20
▶ 計算書類	23
▶ 監査報告書	26
▶ 株主総会参考書類	32
第1号議案 剰余金処分の件	32
第2号議案 定款一部変更の件	33
第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件	39
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	43
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	45
第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額設定の件	46
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	46

証券コード 3148
平成27年8月4日

株 主 各 位

横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2
株式会社クリエイトSDホールディングス
代表取締役社長 廣 瀬 泰 三

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年8月20日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月21日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
新横浜国際ホテル マナーハウス南館2階 クイーンズホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第18期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス=<http://www.createshdh.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- ◎なお、本招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス=<http://www.createshdh.co.jp/>）において周知させていただきます。

事業報告 (平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策による円安、株高から緩やかな景気回復の動きが見られたものの、円安による物価上昇や実質賃金の伸び悩み、消費税増税に対する節約志向などから、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

ドラッグストア業界におきましては、競合他社の出店や価格競争の激化に加え、他業種からの参入や企業の統合・再編の動きが増加しつつあり、依然厳しい環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは「セルフメディケーションを力強くサポートし、総合的な地域医療に貢献する」企業を目指して、ドラッグストア事業、有料老人ホーム事業、デイサービス事業を展開しております。

<ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業につきましては、接客サービスの更なる充実と薬剤師、登録販売者及び栄養士といった有資格者の配置による相談できる環境の整備により、顧客満足度の向上に継続して取り組んでまいりました。

当連結会計年度における売上高については、新規出店による店舗数増加、改装による既存店舗の活性化により増収となりましたが、消費税増税や天候不順の影響により計画を下回りました。しかしながら利益面では売上総利益の改善、経費の見直しなどにより計画を上回りました。

ドラッグストアの新規出店につきましては、34店舗の出店を行い、スクラップ&ビルドで3店舗、経営効率化の観点等から4店舗、合計7店舗の閉鎖を行いました。

調剤薬局につきましては、地域に密着したかかりつけ薬局を目指し、ドラッグストアへの併設を中心に調剤薬局の拡大を図ってまいりました。それに伴い処方箋応需枚数も順調に増加し、引き続きの増収となりました。また、老人ホーム等の介護施設や個人宅に処方箋に基づいたお薬をお届けする「訪問服薬指導」は、連携施設数を68施設へ拡大（前期末比9施設増）して実施してまいりました。

新規出店につきましては、買収による3店舗を併せ調剤専門薬局を5店舗、ドラッグストアへの併設調剤薬局を21店舗開設いたしました。

<有料老人ホーム事業>

有料老人ホーム事業につきましては、入居一時金なしの安価な老人ホームやサービス付高齢者向け住宅の増加など、サービス、形態の多様化が進んでおります。

当連結会計年度は、これらに対応して料金コースのバリエーションを増やす一方、食事のおいしさやペットと一緒に暮らせるお部屋など当社グループならではの特色をホームページ等を通じアピールし、入居率の向上を図りました。

<デイサービス事業>

デイサービス事業につきましては、要支援・要介護の方の歩行など生活機能の維持改善のためのトレーニングを行う機能訓練型デイサービスの拡大を図ってまいりました。

当連結会計年度は、介護保険法改正による要介護の方の利用増加を踏まえ、マッサージやストレッチを主体とした新しい形態のデイサービスの展開にも取り組みました。

新規開設につきましては、新形態を併せ7施設開設いたしました。

以上により、当連結会計年度末の当社グループの店舗数はドラッグストア446店舗（うちF C 2店舗）、調剤専門薬局30店舗、ドラッグストアへの併設調剤薬局109店舗（うちF C 1店舗）、介護付有料老人ホーム2施設、デイサービスセンター41施設となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は213,918百万円（前年同期比8.3%増）、営業利益は10,728百万円（同19.1%増）、経常利益は10,982百万円（同16.0%増）、当期純利益は6,561百万円（同13.5%増）となりました。

主要な事業別連結売上状況は次のとおりであります。

区 分	前期 (平成26年5月期)		当期 (平成27年5月期)		増減額 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	百万円
ドラッグストア事業	196,072	99.3	212,274	99.3	16,202
有料老人ホーム事業	602	0.3	672	0.3	69
デイサービス事業	809	0.4	971	0.4	161
合 計	197,483	100.0	213,918	100.0	16,434

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は5,625百万円で、その主なものは新規出店に伴い取得した有形固定資産、店舗賃貸借に係る建設協力金、敷金・保証金及び出店予約金などであります。

なお、所要資金は自己資金により賅っております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期
	平成24年 5 月期	平成25年 5 月期	(前連結会計年度) 平成26年 5 月期	(当連結会計年度) 平成27年 5 月期
売 上 高	169,790百万円	181,966百万円	197,483百万円	213,918百万円
経 常 利 益	9,441百万円	10,329百万円	9,470百万円	10,982百万円
当 期 純 利 益	4,824百万円	5,965百万円	5,779百万円	6,561百万円
1株当たり当期純利益	216円 59銭	267円 85銭	259円 50銭	304円 69銭
総 資 産	68,030百万円	74,795百万円	81,140百万円	88,767百万円
純 資 産	35,900百万円	40,754百万円	45,125百万円	45,960百万円
1株当たり純資産額	1,611円 85銭	1,829円 75銭	2,026円 01銭	2,181円 00銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年 5 月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)クリエイトエス・ディー	1,305 百万円	100.0 %	医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨品等の販売及び調剤薬局の経営
ウエルライフ(株)	338 百万円	100.0 %	介護付有料老人ホームの経営
(株)サロンデイ	35 百万円	100.0 %	デイサービスセンターの経営

③ 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株)クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2	24,960百万円	27,287百万円

(4) 対処すべき課題

ドラッグストア業界を取り巻く環境は、各社共、依然として積極的な新規出店、事業統合などにより業容の拡大を続けており、競争は一段と激しくなっております。また、医薬品のインターネット販売の解禁等に伴い、異業種からの参入は今後ますます激しくなることが予想されます。

このような状況の中、ドラッグストア事業におきましては、「地域に密着したドラッグストア」を実現するために、ドミナントエリアの確立及び強化を目指してまいります。郊外の住宅地のみならず、駅前、商店街及び都市部における買物不便地等、新たな立地及び業態の開発を図ってまいります。併せて成長のための出店を支える人材の確保及び育成を図ってまいります。

さらに、食料品等生活必需品の取扱商品の拡充、店舗機能を補完するサービスの拡充などにより、地域のお客様の潜在ニーズにより密接に对应してまいります。また、「極めて感じの良い対応」を継続して徹底・実践すること、及び薬剤師・登録販売者等の有資格者のスキルアップにより、お客様の問題解決を図ることで顧客満足度を高めてまいります。

調剤薬局におきましては、ドラッグストアへの併設を中心として出店し、ドラッグストアとの相乗効果を高めると共に、高齢社会への対応の一環として外部医療機関、介護施設との連携を深め、地域のかかりつけ薬局としての役割を果たしてまいります。併せて、担当する薬剤師のより高度な知識及び「極めて感じの良い対応」を実現するコミュニケーション能力の開発にも取り組んでまいります。

有料老人ホーム事業では、競合する施設との差別化として、食事のおいしさやペットと一緒に暮らせるお部屋などの特色を打ち出すと共に、機能訓練、レクリエーションなどの充実を図り、顧客満足度を高めてまいります。

デイサービス事業では、今後の介護保険法改正等にも対応できるよう、定員の拡大等により収益力の向上を図ると共に、増加する要介護者の方のご期待に沿えるよう、マシントレーニング、マッサージ及び認知症予防トレーニングなど各種プログラムの充実を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年5月31日現在）

当社は、グループ会社各社の経営指導及び管理を行っております。

なお、当社グループは、当社と連結子会社3社、非連結子会社2社で構成され、医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨品等の販売及び調剤を行うドラッグストア事業を核に、有料老人ホーム事業及びデイサービス事業等を行っております。

(6) 主要な事業所及び店舗（平成27年5月31日現在）

① 当社

本社 横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2

② 主要な子会社の事業所

イ. 株式会社クリエイトエス・ディー

本社 横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2

店舗 神奈川県 263店舗

東京都 85店舗

静岡県 64店舗

千葉県 26店舗

その他 38店舗

計 476店舗

ロ. ウェルライフ株式会社

本社 東京都足立区佐野二丁目16番1号

事業所 東京都 2施設

計 2施設

ハ. 株式会社サロンデイ

本社 横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2

事業所 神奈川県 30施設

東京都 11施設

計 41施設

(7) 従業員の状況（平成27年5月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計又は平均	2,558名	128名	32.0歳	6.0年

（注）上記従業員のほか、臨時従業員の期末雇用人員は2,203名であります。（1日8時間換算）

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計又は平均	7名	—	48.0歳	11.0年

（注）当社従業員は、すべて連結子会社の㈱クリエイトエス・ディーからの出向者であり、平均勤続年数の算定にあたっては当該会社の勤続年数を通算しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況（平成27年5月31日現在）

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 88,000,000株
 ② 発行済株式の総数 22,273,114株（自己株式1,200,128株を含む）
 ③ 株主数 9,016名
 ④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
山本洋平	6,178,224株	29.31%
山本久雄	4,665,355株	22.13%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,110,200株	10.01%
山本いづ子	1,045,355株	4.96%
(株) P a l t a c	567,600株	2.69%
クリエイトエス・ディー従業員持株会	415,400株	1.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	332,200株	1.57%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	310,000株	1.47%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	234,200株	1.11%
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS	231,000株	1.09%

(注)持株比率は、自己株式(1,200,128株)を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山本久雄	(株)クリエイトエス・ディー代表取締役会長
代表取締役社長	廣瀬泰三	(株)クリエイトエス・ディー代表取締役社長 ウエルライフ(株)取締役 (株)サロンデイ取締役
専務取締役	山本いつ子	(株)クリエイトエス・ディー専務取締役人事本部長
常務取締役	齊藤幸	(株)クリエイトエス・ディー常務取締役 (株)エスタ代表取締役社長
取締役	中浦茂人	(株)クリエイトエス・ディー取締役アシスト発注推進プロジェクトリーダー
取締役	笠川薫朗	人事部長 (株)クリエイトエス・ディー取締役人事本部人事部長兼採用教育部長 (株)クリエイトビギン代表取締役社長 ウエルライフ(株)取締役 (株)サロンデイ取締役
取締役	梅村孝義	
常勤監査役	江口温	(株)クリエイトエス・ディー常勤監査役 ウエルライフ(株)監査役
常勤監査役	馬庭修一	(株)クリエイトエス・ディー常勤監査役 (株)サロンデイ監査役
監査役	原幸雄	(株)クリエイトエス・ディー監査役
監査役	小林正	(株)クリエイトエス・ディー監査役

- (注) 1. 取締役梅村孝義氏は、平成26年8月22日開催の第17回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役のうち梅村孝義氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち原幸雄氏及び小林正氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役梅村孝義氏及び監査役小林正氏は、他社において財務経理部門での経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役梅村孝義氏、監査役原幸雄氏及び小林正氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
6. (株)エスタ及び(株)クリエイトビギンは、いずれも当社の主要な子会社である(株)クリエイトエス・ディー100%出資の子会社であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	294百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	37百万円 (11百万円)
計	11名	331百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分報酬等は含まれておりません。
 2. 平成20年10月31日開催の臨時株主総会決議による報酬等限度額は、取締役年額700百万円以内、監査役年額70百万円以内であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

氏 名	兼任の職務	会社名
原 幸 雄	社外監査役	(株)クリエイトエス・ディー
小 林 正	社外監査役	(株)クリエイトエス・ディー

ロ. 当事業年度における各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	梅村孝義	取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、企業経営・財務経理に関する豊富な知識と経験から適宜発言を行っております。
社外監査役	原 幸雄	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験から適宜発言を行っております。
社外監査役	小林 正	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、財務経理に関する豊富な知識と経験から適宜発言を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は20回、監査役会の開催回数は12回であります。

ハ. 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況**① 名称**

三優監査法人

② 報酬等の額

項 目	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注)1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間、要員配置などを確認し、検討した結果、監査報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、当社監査役会は、会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムの体制整備に関する基本方針を以下のように定めております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス体制の基礎として企業行動憲章たる「行動規範」をあらゆる行動の規範とする。また、総務部を主管部署として内部統制システムの構築・維持・向上を図ると共に、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドライン・マニュアル等を策定し徹底を図るものとする。
- (b) 内部監査部門として内部監査室に内部監査機能を持たせると共に、コンプライアンスの統括部署として、総務部にその機能を持たせる。
- (c) 監査役は、必要に応じて内部監査室長に対して内部監査に関する調査を求めることができる。
- (d) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会に報告すると共に、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (e) 法令違反その他のコンプライアンスに関する問題についての社内報告体制として、総務部長等を情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報については、「稟議規程」「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理すると共に、規程に定められた年限は閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社グループの業務執行に係る主要なリスクとして、以下(イ)から(ホ)のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

(イ) 法的規制に係るリスク

- ・医薬品医療機器等法による許認可に係るリスク
- ・医薬品の販売規制緩和等による競合環境の変化に係るリスク

(ロ) 出店の進捗に係るリスク

- (ハ)調剤業務の医療過誤に係るリスク
- (ニ)薬剤師及び登録販売者など資格者の確保に係るリスク
- (ホ)個人情報の管理に係るリスク
- (b)リスク管理に当たっては、「危機管理規程」に基づき、個々のリスクについての管理責任者を決定し、管理体制を構築するものとする。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、社内関係部署及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を得て迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - (a)取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に会長、社長によるトップミーティングで方向性を確認し、取締役会の承認を得て執行するものとする。
 - (b)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- ⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - (a)グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する「行動規範」を定め、これを基礎として意思決定、業務執行を行うものとする。
取締役は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告すると共に、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
 - (b)子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」において、当社の承認を要する事項及び当社への報告を要する事項並びにその手続をそれぞれ定め、これを運用して行うこととする。
 - (c)子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンスに関する問題があると認めた場合には、内部監査室長又は総務部長に報告するものとする。
内部監査室長又は総務部長は直ちに監査役に報告を行うと共に、意見を述べることができるものとする。

監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- (d) 子会社の法令違反その他のコンプライアンスに関する問題については、コンプライアンス委員会を設置してこれを審議し、また社内報告体制として、子会社においても当社総務部長等を情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うこととする。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役職務を補助すべき使用人は特別にこれを定めることはせず、監査役の判断のもとに必要に応じて、適宜、業務関連部署にその業務の補助に当たらせることとする。監査役が業務補助者の独立性について疑義を持った場合には、取締役会に報告するとともに、その是正を求めることができるものとする。
- (b) 監査役補助者は当該業務の執行に関して、取締役以下監査役補助者の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に報告すべき事項及び時期についてあらかじめ監査役と協議するものとし、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。また、監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- (b) 「内部通報規程」に定める内部者通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスに関する問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- (c) 監査役は、当社及び子会社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

社会秩序や市民生活の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

また、総務部を対応統括部署として情報の一元管理、警察等の外部専門機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、これを継続・深耕するとともに、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備・強化を推進する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規定を定めると共に財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。

(b) 内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

(6) 業務の適正を確保するための内部統制システムの運用状況

当社では、前記の内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務執行の法令・定款への適合性及び効率性の確保

定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を8回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について確認・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行いました。

また社長、担当取締役及び常勤監査役等で構成されるコンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、内部通報内容をはじめとする重点確認事項に関し、主管部署および各子会社から報告を受けました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

「稟議規程」「文書管理規程」に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書及びデータを時系列に保存しました。

③ 損失の危険の管理

グループ各社の主要なリスクについて、コンプライアンス委員会等を通じて各社社長または管理責任者から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。

④ 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性確保及び使用人に対する指示の実効性確保

監査役の職務の補助に当たった業務関連部署の使用人の当該補助業務遂行時における、取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性に対する疑義の指摘は、使用人、監査役のいずれからありませんでした。

⑤ 取締役及び使用人から監査役への報告

監査役に報告すべき事項の報告を行った取締役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けた事例は、内部通報を含め認められませんでした。

⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理

監査役が、その職務執行に伴ない生ずる費用については、規定に基づき前払い又は償還等の処理が速やかに行われています。

⑦ **その他監査役会の監査に関する実効性確保**

代表取締役は、監査役と会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要課題等について意見交換しました。また監査役は、会計監査人と四半期ごとに情報交換を行いました。

⑧ **反社会的勢力排除**

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

(7) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、積極的な業容の拡大と事業展開に備えるため内部留保金の充実を図りながら、連結配当性向、連結純資産配当率を総合的に勘案し、継続的、安定的に配当していくことを基本方針としております。

当連結会計年度におきましては、上記配当方針に従い平成27年8月21日開催予定の定時株主総会において、期末配当金を1株につき普通配当35円とすることを付議する予定であります。なお、第2四半期末において中間配当金1株につき30円を実施しておりますので、当連結会計年度の年間配当金は前年度より7円増配の1株につき65円となります。

連結貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,512	流動負債	39,384
現金及び預金	11,268	買掛金	28,465
売掛金	4,439	未払法人税等	2,480
有価証券	9,000	賞与引当金	178
商物品	19,886	役員賞与引当金	99
貯蔵品	16	店舗閉鎖損失引当金	10
繰延税金資産	1,587	ポイントカード引当金	2,330
その他	5,313	資産除去債務	12
固定資産	37,254	その他	5,807
有形固定資産	17,680	固定負債	3,422
建物及び構築物	10,088	退職給付に係る負債	802
土地	3,920	資産除去債務	1,835
その他	3,671	転貸損失引当金	61
無形固定資産	849	その他	723
のれん	517	負債合計	42,807
その他	331	(純資産の部)	
投資その他の資産	18,724	株主資本	46,033
投資有価証券	134	資本金	1,000
長期貸付金	7,692	資本剰余金	934
繰延税金資産	1,406	利益剰余金	48,491
敷金及び保証金	7,474	自己株式	△4,392
その他	2,149	その他の包括利益累計額	△73
貸倒引当金	△134	その他有価証券評価差額金	11
		退職給付に係る調整累計額	△85
資産合計	88,767	純資産合計	45,960
		負債・純資産合計	88,767

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		213,918
売上総利益		156,401
販売費及び一般管理費		57,516
営業外利益		46,787
営業外利益		10,728
受取配当金	135	
受取配当金	2	
受取配当金	108	
受取配当金	92	337
営業外費用		
支店倒引当金繰入	1	
支店倒引当金繰入	78	
支店倒引当金繰入	0	
支店倒引当金繰入	2	83
経常利益		10,982
特別利益		
補助金の収入	12	
補助金の収入	0	12
特別損失		
減価償却費	355	
固定資産売却損	12	
店舗閉鎖引当金繰入	11	
貸倒損失	61	
貸倒損失	18	458
税金等調整前当期純利益		10,537
法人税、住民税及び事業税	4,259	
法人税、住民税及び事業税	△284	3,975
少数株主損益調整前当期純利益		6,561
少数株主利益		—
当期純利益		6,561

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,000	934	43,211	△0	45,145
会計方針の変更による累積的影響額			18		18
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000	934	43,229	△0	45,163
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,300		△1,300
当期純利益			6,561		6,561
自己株式の取得				△4,392	△4,392
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	5,261	△4,392	869
当 期 末 残 高	1,000	934	48,491	△4,392	46,033
	その他の包括利益累計額			純資産合計	
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	6	△27	△20	45,125	
会計方針の変更による累積的影響額				18	
会計方針の変更を反映した当期首残高	6	△27	△20	45,143	
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				△1,300	
当期純利益				6,561	
自己株式の取得				△4,392	
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	5	△58	△53	△53	
連結会計年度中の変動額合計	5	△58	△53	816	
当 期 末 残 高	11	△85	△73	45,960	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,482	流動負債	155
現金及び預金	1,087	未払金	13
営業未収入金	109	未払費用	4
未収還付法人税等	266	預り金	7
前払費用	1	賞与引当金	0
繰延税金資産	11	役員賞与引当金	90
その他	6	その他	39
固定資産	25,804	負債合計	155
投資その他の資産	25,804	(純資産の部)	
関係会社株式	25,704	株主資本	27,131
関係会社長期貸付金	830	資本金	1,000
貸倒引当金	△730	資本剰余金	22,704
		資本準備金	8,595
		その他資本剰余金	14,109
		利益剰余金	7,819
		その他利益剰余金	7,819
		繰越利益剰余金	7,819
		自己株式	△4,392
		純資産合計	27,131
資産合計	27,287	負債・純資産合計	27,287

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	3,621
営業費用	472
営業利益	3,148
営業外収益	
受取利息	8
法人税等還付加算金	0
未払配当金排斥益	1
営業外費用	
貸倒引当金繰入額	440
その他の	0
経常利益	2,718
税引前当期純利益	2,718
法人税、住民税及び事業税	273
法人税等調整額	1
当期純利益	2,443

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,000	8,595	14,109	22,704	6,676	6,676
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1,300	△1,300
当期純利益					2,443	2,443
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,143	1,143
当 期 末 残 高	1,000	8,595	14,109	22,704	7,819	7,819

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	
当 期 首 残 高	△0	30,380	30,380
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△1,300	△1,300
当期純利益		2,443	2,443
自己株式の取得	△4,392	△4,392	△4,392
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	—
事業年度中の変動額合計	△4,392	△3,248	△3,248
当 期 末 残 高	△4,392	27,131	27,131

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年7月8日

株式会社クリエイトSDホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 岩田 亘 人 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 熊谷 康 司 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クリエイトSDホールディングスの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリエイトSDホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年7月8日

株式会社クリエイトSDホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 岩田 亘 人 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 熊谷 康 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クリエイトSDホールディングスの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から子会社に関する職務を含めたその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月13日

株式会社クリエイトSDホールディングス 監査役会

常勤監査役	江口	温	印
常勤監査役	馬庭	修一	印
社外監査役	原	幸雄	印
社外監査役	小林	正	印

以上

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、業績を反映しつつ安定的に配当するという観点及び株主の皆様からお預かりしている資金に対する還元という考えのもとに、連結配当性向及び連結純資産配当率を総合的に勘案して配当を実施したいと考えております。

第18期の期末配当金につきましては、当期業績及び上記基本方針に基づき増配し、1株につき35円とさせていただきたいと存じます。これにより当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金30円を含め、前期よりも1株につき7円増配の65円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 35円

配当総額 737,554,510円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年8月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、企業価値の向上を図る観点から、取締役会において議決権を行使することができる監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）を選任し、監査・監督機能を一層強化することを目的として、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、以下「改正会社法」という。）により創設された監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法により社外取締役以外の業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約が締結可能となったことに伴い、その締結対象者の範囲を変更するものであります。なお、この定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

さらにこれらの変更に伴う条数の変更も行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第3条 <省 略> （機 関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条～第18条 <省 略> （取締役の員数） 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 <新 設>	第1条～第3条 <現行どおり> （機 関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) 会計監査人 第5条～第18条 <現行どおり> （取締役の員数） 第19条 当社の取締役（ <u>監査等委員である者を除く。</u> ）は、10名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. <省略> 3. <省略></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. <省略> 3. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 <省略></p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. <現行どおり> 3. <現行どおり></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議により、<u>監査等委員以外の取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. <現行どおり> 3. 取締役会は、その決議により、<u>監査等委員以外の取締役の中から</u>、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第26条 <省 略> <新 設></p> <p>第27条 <省 略></p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 <省 略> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第26条 <現行どおり></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 <現行どおり> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第33条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>第5章 監査等委員及び監査等委員会</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p>(常勤監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会規則) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第37条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第39条～第40条 <省 略></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、出席した<u>監査等委員</u>の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査等委員会規則) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める監査等委員会規則による。</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p>第35条～第36条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="157 232 523 261">第42条～第44条 <省略></p> <p data-bbox="178 288 314 317"><新設></p> <p data-bbox="178 344 314 373"><新設></p> <p data-bbox="178 527 314 556"><新設></p>	<p data-bbox="781 232 1205 261">第38条～第40条 <現行どおり></p> <p data-bbox="802 288 938 317"><附則></p> <p data-bbox="787 317 1264 346"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="781 346 1394 495">1. <u>平成27年8月開催の第18回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="781 527 1394 677">2. <u>平成27年8月開催の第18回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたしますと共に、取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	やま もと ひき お 山本久雄 (昭和23年4月7日生)	昭和58年5月 (有)みどりドラッグストア（現(株)クリエイトエス・ディー）代表取締役社長 平成10年4月 (有)ヤマモト（現当社）設立 代表取締役社長 平成14年8月 (株)クリエイトエス・ディー代表取締役会長（現任） 平成15年5月 グレートアンドグランド(株)取締役会長 平成20年10月 当社代表取締役会長（現任）	4,665,355株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ひろ せ たい ぞう 廣 瀬 泰 三 (昭和33年5月25日生)	平成2年12月 ㈱コーエイドラッグ設立 代表取締役社長 平成19年1月 ㈱住商ドラッグストアーズ代表取締役副社長 平成19年10月 同社代表取締役社長 平成23年6月 ㈱クリエイトエス・ディー入社 社長付 平成23年8月 同社取締役 当社取締役 平成24年2月 当社取締役副社長 ㈱クリエイトエス・ディー取締役副社長 平成24年8月 当社代表取締役社長(現任) ㈱クリエイトエス・ディー代表取締役社長(現任) ㈱サロンデイ取締役(現任) 平成25年8月 ウェルライフ㈱取締役(現任)	21,600株
3	やま もと こ 山 本 いつ子 (昭和25年9月4日生)	昭和58年5月 ㈲みどりドラッグストア(現㈱クリエイトエス・ディー) 取締役 平成10年4月 ㈲ヤマモト(現当社) 取締役 平成14年1月 ㈱クリエイトエス・ディー取締役 人材開発部長 平成14年8月 同社常務取締役 人材開発部長 平成20年10月 同社常務取締役 人事本部長 当社常務取締役 平成20年12月 当社常務取締役 人事部長 平成26年9月 当社専務取締役 人事部長 ㈱クリエイトエス・ディー専務取締役 人事本部長(現任) 平成27年3月 当社専務取締役(現任)	1,045,355株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
4	さいとう おさむ 齊藤 幸 (昭和35年4月27日生)	昭和59年6月 (有)ハヤカワボディークラフト入社 平成4年6月 (株)クリエイトエス・ディー入社 平成9年7月 同社ゾーンマネジャー 平成10年7月 同社店舗運営グループ長 平成12年6月 同社取締役店舗運営部長 平成14年8月 同社取締役店舗運営本部長 平成20年7月 (株)ヤマモト(現当社)取締役 平成24年10月 (株)クリエイトエス・ディー取締役商品本部長 (株)エスタ代表取締役社長(現任) 平成26年9月 当社常務取締役(現任) (株)クリエイトエス・ディー常務取締役(現任)	43,900株
5	なか うら しげ と 中浦茂人 (昭和29年11月7日生)	昭和53年4月 (株)ダイエー入社 平成9年3月 同社東北エリア エリアマネージャー 平成14年4月 (株)クリエイトエス・ディー入社 平成14年9月 同社経営企画室長 平成15年8月 同社取締役経営企画室長 平成20年7月 (株)ヤマモト(現当社)取締役 平成20年12月 当社取締役経営企画部長 平成23年9月 当社取締役(現任) (株)クリエイトエス・ディー取締役宅配事業部長 平成25年9月 同社取締役アシスト発注推進プロジェクトリーダー 平成27年7月 同社取締役ローコスト・生産性向上プロジェクトリーダー(現任)	3,900株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">かき かわ くに あき 笠川 薫 朗 (昭和32年7月11日生)</p>	<p>昭和55年4月 ㈱ダイエー入社 平成11年2月 同社労務企画部長 平成12年5月 ㈱ダイエーオリンピックスポーツクラブ取締役人事部長 平成14年4月 ヨナミスポーツ㈱執行役員事業統合室長 平成14年9月 ㈱クリエイトエス・ディー入社 人材開発部次長 平成18年12月 ㈱クリエイトビギン代表取締役社長 (現任) 平成20年10月 ㈱クリエイトエス・ディー執行役員人事本部人事部長 平成23年8月 同社取締役人事本部人事部長 当社取締役 ㈱サロンデイ取締役 (現任) 平成23年9月 当社取締役経営企画部長 ㈱クリエイトエス・ディー取締役経営企画室長 平成24年8月 ウェルライフ㈱取締役 (現任) 平成27年3月 当社取締役人事部長 (現任) ㈱クリエイトエス・ディー取締役人事本部人事部長兼採用教育部長 (現任)</p>	1,500株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ば にわ しゅう いち 馬 庭 修 一 (昭和22年3月10日生)	昭和46年4月 ウェストン(株) (現ユニデンホールディングス(株)) 入社 平成12年2月 (株)クリエイトエス・ディー入社 平成14年1月 同社経営企画室主席 平成15年4月 同社常勤監査役 平成17年8月 同社監査役 平成20年7月 (株)ヤマモト (現当社) 監査役 平成21年8月 当社常勤監査役 (現任) (株)クリエイトエス・ディー常勤監査役 (現任) 平成24年8月 (株)サロンデイ監査役 (現任)	3,700株
2	はら ゆき お 原 幸 雄 (昭和19年4月7日生)	昭和45年3月 (株)丸悦ストア (現(株)マルエツ) 入社 平成9年5月 同社取締役販売本部長 平成13年5月 同社常勤監査役 平成17年9月 (株)オカフーズ取締役副社長 平成23年8月 同社監査役 平成24年8月 当社監査役 (現任) (株)クリエイトエス・ディー監査役 (現任)	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	小林 正 (昭和23年1月31日生)	昭和46年4月 ㈱ダイエー入社 平成6年9月 同社財務本部副本部長 平成14年6月 ㈱マルエツ財務経理室副室長 平成15年5月 同社取締役財務経理室長 平成19年6月 ㈱ノッキングオン常勤監査役 平成24年8月 当社監査役(現任) ㈱クリエイトエス・ディー監査役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 原幸雄氏及び小林正氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 原幸雄氏は、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、他社において取締役、監査役を務めるなど長年企業経営に携わり、また当社においても社外監査役として職務を適切に遂行いただいております、その豊富な知識、経験を当社の経営及び監査等に活かしていただけるものと判断したものであります。
4. 小林正氏は、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、他社において財務経理担当取締役や監査役を務め、また当社においても社外監査役として職務を適切に遂行いただいております、その財務経理等に関する豊富な知識、経験を当社の経営及び監査等に活かしていただけるものと判断したものであります。
5. 各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は、各氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
6. 原幸雄氏及び小林正氏が社外取締役に選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かわむらのぶひこ 川村延彦 (昭和16年9月3日生)	昭和45年4月 弁護士登録(現任) 昭和52年5月 セントラルスポーツ(株)監査役(現任) 平成8年4月 第一東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会理事 平成19年4月 関東弁護士会連合会理事長	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 候補者は、社外取締役の要件を満たしております。
 3. 補欠の監査等委員である取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断する理由
 川村延彦氏は、長年にわたり弁護士として培われた専門性に加え、監査役として企業経営にも長年関与されてきたご経験を有しており、これらを客観的かつ中立的な視点からの経営に関する指導及び監査等に活かしていただけるものと判断したためであります。
 4. 候補者が、社外取締役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額については、平成20年10月31日開催の臨時株主総会において年額700百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、年額400百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

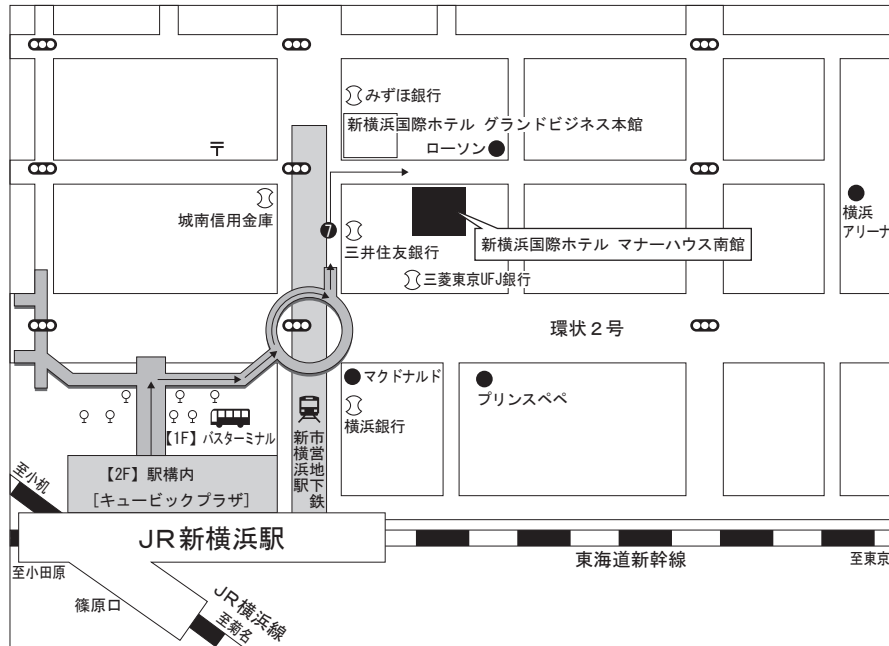
第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

以 上

会場ご案内図

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
新横浜国際ホテル マナーハウス南館2階 クイーンズホール
Tel. 045-474-0766



JR横浜線・東海道新幹線 新横浜駅から徒歩3分
横浜市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅（7番出口）から徒歩1分

（当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されま
すので、お車でのご来場はご遠慮願います。）